

前橋市市有施設におけるドローン等の使用許可の方針

令和5年2月3日

1 本方針の目的

本方針は、市有施設でのドローン、ラジコン等の無人航空機（以下「ドローン等」という。）の使用を許可する方針を定め、市民等が市有施設で安全にドローン等を使用することを目的とする。

2 対象とする機器

重量に関係なく全てのドローン等（重量が100g未満のものも含む）を対象とする。

※100g未満の場合は、航空法上の無人航空機には該当しないため、機体認証、技能証明及び国土交通省の許可・承認は不要とする。

3 ドローン等の使用を許可する施設

ドローン等の使用目的が施設の設置目的と整合が図れ、施設及びその他の利用者の安全が確保できる施設においては、ドローン等の使用を許可することができる。

4 市有施設におけるドローン等の使用許可の基準

- (1) ドローン等の飛行に関する法令等を遵守すること。
- (2) 落下被害に対する保険に加入すること。
- (3) 危険と判断される場合は飛行しないこと。
- (4) ドローン等及び周囲の状況を操縦者が常時目視により監視できる場所であること。
- (5) ドローン等の飛行時には操縦者とは別に機体やカメラ等を操作しない現場監視員を配置すること。
- (6) 不特定多数の市民が集まる祭やイベント事業等の上空、危険物の輸送及び物件の落下並びに最大離陸重量が25kg以上になるドローン等の飛行はしないこと。
- (7) 撮影を行う場合は、プライバシーの保護に関する配慮がなされること。
- (8) 市の許可を受けて、市有施設にてドローン等を飛行させる場合は、必ず市の許可証を携帯すること。
- (9) 屋外で使用する場合は、日の出から日没までの間とし、雨天時、降雪時、濃霧時及び強風時（風速5m/s以上）は飛行しないこと。

- (10) 機体及び各機器（バッテリー、プロペラ、カメラ等）に損傷や故障がないこと、改造した機体ではないこと。
- (11) 各施設で別に定める許可条件を遵守すること。

5 申請方法

各施設で別に定める施設使用許可申請書等に関係書類等を添付し、申請すること。

6 使用料

各施設で別に定める使用料を支払うこと。

7 施行期日

この方針は、令和5年4月1日から施行する。